

15期の各有価証券報告書の訂正報告書並びに2016年3月2日提出に係る有価証券届出書の訂正届出書に含まれる財務諸表及び連結財務諸表に関して、下記5記載のとおり、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせているため意見を表明しない旨の監査報告書を受領しております。

- (3) 2020年9月30日に提出した第13期第1四半期、第13期第2四半期、第13期第3四半期、第14期第1四半期、第14期第2四半期、第14期第3四半期、第15期第1四半期、第15期第2四半期、第15期第3四半期、第16期第1四半期、第16期第2四半期、第16期第3四半期の各四半期報告書の訂正報告書に含まれる四半期連結財務諸表に関して、下記5記載のとおり、結論を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせているため結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領しております。

5. 異動に至った理由及び経緯

当社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しております。有限責任 あずさ監査法人からは、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書において、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという有限責任 あずさ監査法人による監査に対する妨害行為と評価せざるを得ない行為があったと認定されていることに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、有限責任 あずさ監査法人に対し代表取締役による虚偽の説明がなされたことと有限責任 あずさ監査法人は判断したことにより、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、今後の監査契約を継続することが困難になったと判断したという説明とともに、辞任の申し入れがあり、今般の異動に至りました。

6. 5. の理由及び経緯に対する意見

(1) 退任する公認会計士の意見

上記5. 「異動に至った理由及び経緯」に記載しているとおりです。

(2) 監査役会の意見

上記5. 「異動に至った理由及び経緯」に記載しているとおりであり、特段の意見はない旨の回答を得ております。

7. 今後の予定

当社は、一時会計監査人の選定を進めております。現在選考中ですが、監査法人アリアから就任の内諾を得ており、正式決定次第、開示いたします。

以上